



発行 東京都

目次

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可(十五件)：(都市整備局都市基盤部街路計画課)：一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(環境局多摩環境事務所環境改善課)：四

規程(水)

○東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程の一部を改正する規程：五

公告

○特定非営利活動法人の認定(生活文化局都民生活部管理法人課)：六

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新(同)：六

○開発行為に関する工事完了(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)：六

雑報

○都市計画事業の事業計画の変更(下水道局)：七

○東京都職員共済組合組合会の招集(東京都職員共済組合)：八

○平成十九年十月二十五日付東京都告示第千三百八十号：八

告示

○平成二十八年二月二十五日付東京都告示第千二百四十七号

東京都告示第千二百七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十年東京都告示第八号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 線街路第百六十四号線及び補助線街路第百四十三号線

三 事業施行期間 平成二十年一月十一日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

東京都告示第千二百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第千八百十六号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 線街路第百八十八号線

三 事業施行期間 平成二十六年七月三十一日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

東京都告示第千二百七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十六年東京都告示第千三百七十八号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 線街路第百八十八号線

三 事業施行期間 平成十六年九月七日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

●東京都告示第二百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十六年東京都告示第千三百七十七号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百八十四号線
- 三 事業施行期間 平成十六年九月七日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十九年東京都告示第千四百八十号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 葛飾区

- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百八十四号線
- 三 事業施行期間 平成十九年十一月二十一日から令和五年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第千八百七十九号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 墨田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路墨田区画街路第六号線及び区画街路墨田区画街路第七号線
- 三 事業施行期間 平成二十八年十一月二十一日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第千八百四十二号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 足立区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百三十八号線
- 三 事業施行期間 平成二十六年五月三十日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第千六百三十六号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 北区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路北區画街路第三号線及び幹線街路補助線

三 事業施行期間 街路第百五十七号線
平成二十五年四月十二日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第百九十一号
東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、
同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 豊島区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百七十四号線

三 事業施行期間 平成二十九年三月二十一日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和六十三年東京都告示第百五十九号

東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、
同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 新宿区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第七十二号線

三 事業施行期間 昭和六十三年十月五日から令和五年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十年東京都告示第百二十六号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 大田区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路大田区画街路第一号線

三 事業施行期間 平成十年十二月十一日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第百五十五号調布都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 狛江市

二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画道路事業三・四・二十三号稲荷前線

三 事業施行期間 平成二十一年一月二十日から令和六年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第百三十八号調布都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 狛江市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画道路事業三・四・十六号 和泉多摩川藤塚線
- 三 事業施行期間 平成二十六年十月二十七日から令和三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第三百二号国分寺都市計画道路事業の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 国分寺市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 国分寺都市計画道路事業三・四・十二号 国分寺駅上水線
- 三 事業施行期間 平成二十九年三月一日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第四百四十六号立川都市計画道路事業の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 立川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画道路事業都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線付属街路第二号線
- 三 事業施行期間 平成二十八年三月十七日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百九十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千三百三十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月十七日

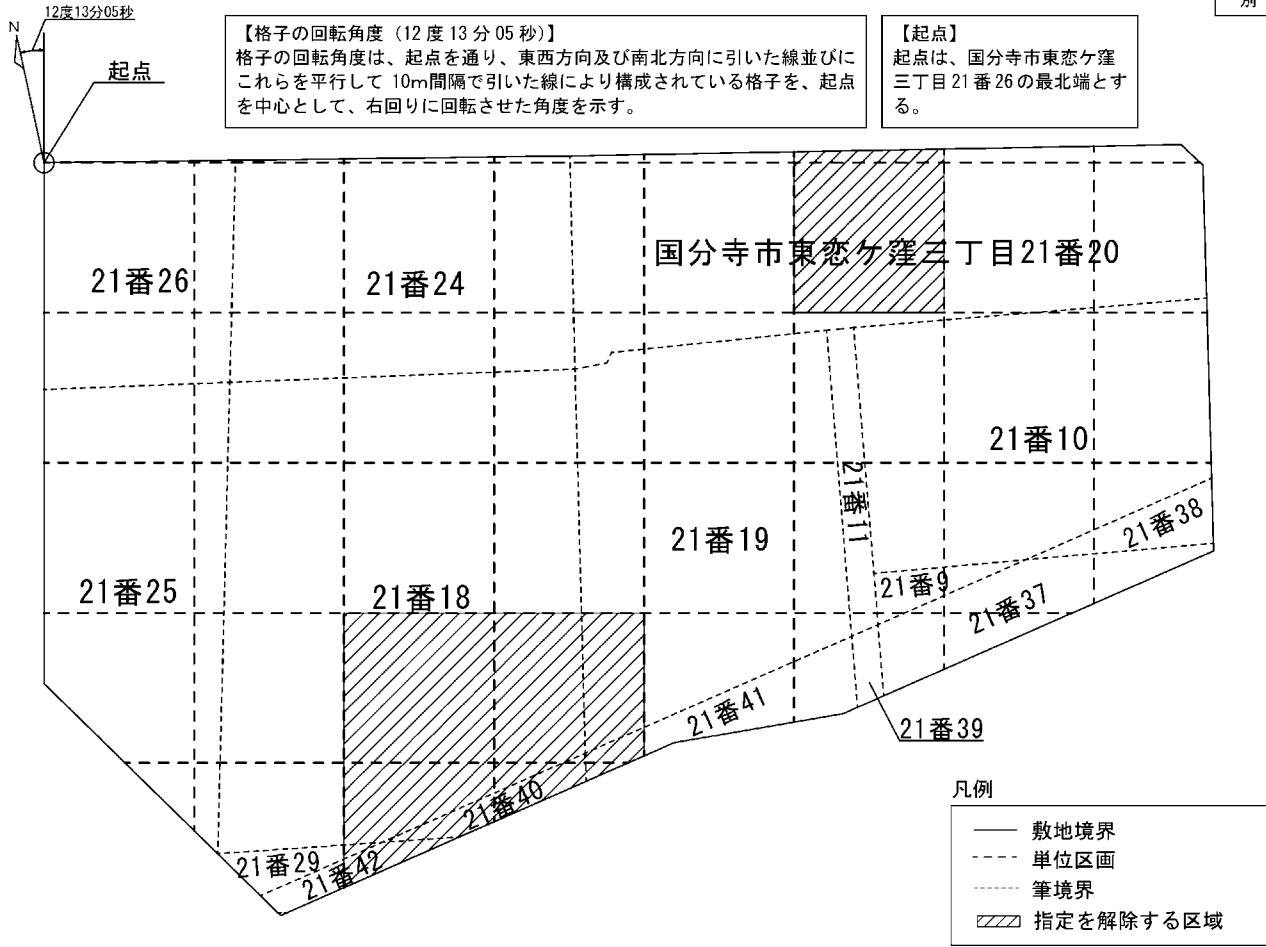
東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(国分寺市東恋ヶ

窪三丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



規程（水）

●東京都水道局管理規程第四号

東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十七日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程（昭和三十八年東京都水道局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「千三百七十円」を「千四百三十円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の東京都水道局職員住宅の管理等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二十四条第二項の規定にかかわらず、令和三年度から令和五年度までの間、職員住宅の使用料の額（第三十条第一項の規定により減額される場合にあつては、減額後の額とする。以下同じ。）については、改正後の規程第二十四条から第三十一条までの規定により算出した職員住宅の使用料の額（以下「算出額」という。第三十条第一項の規定により減額される場合にあつては、減額後の額とする。以下同じ。）とこの規程の施行の日の前日における。

る当該職員住宅の使用料の額（以下「改定前の額」という。第三十条第一項の規定により減額される場合にあつては、減額後の額とする。以下同じ。）との差額が三万円を超えるときは、次に掲げる額とする。

- 一 令和三年度 算出額と改定前の額の差額を五で除した後、二を乗じて得た額（百円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を改定前の額に加えた額
- 二 令和四年度 算出額と改定前の額の差額を十で除した後、七を乗じて得た額（百円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を改定前の額に加えた額は、これを切り捨てる。）を改定前の額に加えた額
- 三 令和五年度 算出額

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 特定非営利活動法人ファミリーハウス
- 二 代表者の氏名 江口 八千代
- 三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田須田町一丁目十三番地五
- 四 認定の有効期間

令和三年一月二十五日から令和八年一月二十四日まで

一 名称

特定非営利活動法人ねりまこども食堂

二 代表者の氏名

金子 良枝

三 主たる事務所の所在地

東京都練馬区高松三丁目七番一号

四 認定の有効期間

令和三年二月五日から令和八年二月四日まで

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 特定非営利活動法人タートル
- 二 代表者の氏名 松坂 治男
- 三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区四谷本塩町二番五号 社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センター東京ワークショップ内

更新された認定の有効期間

令和二年五月十九日から令和七年五月十八日まで

一 名称

特定非営利活動法人日本雲南聯誼協会

二 代表者の氏名

初鹿野 惠蘭

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区市谷左内町二十一番十三号

四 更新された認定の有効期間

令和二年十月二十六日から令和七年十月二十五日まで

一 名称

特定非営利活動法人外国人看護師・介護福祉士教育支援組織

二 代表者の氏名

青野 淳子

三 主たる事務所の所在地

東京都大田区東雪谷三丁目二十番七号 ワヨレット雪谷二〇二

四 更新された認定の有効期間

令和二年十二月二十一日から令和七年十二月二十日まで

で

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年三月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

あきる野市小川字上久保五百四十七番二、同番五、五百五十番一、同番三、五百五十八番一の一部、同番二並びに同番四、同番五、五百五十九番二及び同番三の各一部

あきる野市野辺三百九十二番地
南部商事株式会社
代表取締役 吉村 隆二

青梅市千ヶ瀬町四丁目三百二十八番一

青梅市千ヶ瀬町四丁目三百五十四番地
橋本 克之

日野市百草八百七十七番三、同番四の一部、同番五並びに八百七十八番二、同番十九及び同番二十の各一部、同番三十三、同番三十四の一部並びに八百八十四番七(第一工区)

西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

都市計画事業の事業計画の変更について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和三年三月十七日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 都市計画事業の
種類及び名称
昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号東京都計画下水道事業東京都公共下水道

二 施行者の名称
東京都

三 事務所の所在地
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在

収用の部分

昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号、昭和三十年建設省告示第千二百六十六号、昭和三十三年建設省告示第九百八十三号、昭和三十五年建設省告示第八百五号、昭和三十六年建設省告示第八百十五号、昭和三十七年建設省告示第九十二号、昭和三十七年建設省告示第三千二百五号、昭和三十九年建設省告示第二百九十二号、昭和三十九年建設省告示第三千三百八十号、昭和四十年建設省告示第二千八百七十一号、昭和四十六年建設省告示第三百七十七号、昭和四十八年建設省告示第五百六十七号、昭和五十年建設省告示第四百五十四号、昭和五十三年建設省告示第五百七十七号、昭和五十五年建設省告示第七十号、昭和五十六年建設省告示第六百四十号、昭和五十七年建設省告示第三百三十四号、昭和五十九年建設省告示第三十号、昭和六十年建設省告示第百三十号、昭和六十二年建設省告示第三百一十号、昭和六十二年建設省告示第二百二十九号、平成元年建設省告示第九十五号、平成二年建設省告示第九百二十九号、平成三年建設省告示第九百二十号、平成四年建設省告示第九百八十一号、平成五年建設省告示第七百八十八号、平成六年建設省告示第六百九十七号、平成七年建設省告示第六百三十三号、平成七年建設省告示第九百三十三号、平成八年建設省告示第九百三十三号、平成九年建設省告示第九百三十三号、平成十年建設省告示第九百三十三号、平成十一年建設省告示第九百三十三号、平成十二年建設省告示第九百三十三号、平成十三年関東地方整備局告示第三百二十二号、平成十五年関東地方整備局告示第三百二十八号、平成十五年関東

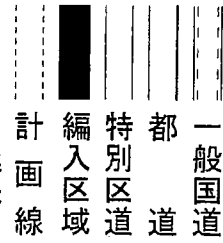
使用の部分

地方整備局告示第二百三十一号、平成十七年関東地方整備局告示第二百六十六号、平成十七年関東地方整備局告示第四百七十六号、平成十八年関東地方整備局告示第三百八十一号、平成十九年関東地方整備局告示第六十九号、平成二十年関東地方整備局告示第二百四十四号、平成二十二年関東地方整備局告示第七十九号、平成二十七年関東地方整備局告示第二百六十六号、平成二十九年関東地方整備局告示第六十三号、平成三十年関東地方整備局告示第六十三号、平成三十九年及令和二年関東地方整備局告示第九十四号の事業地のうち、墨田区立川四丁目及び葛飾区小菅一丁目地内において事業地を変更する。

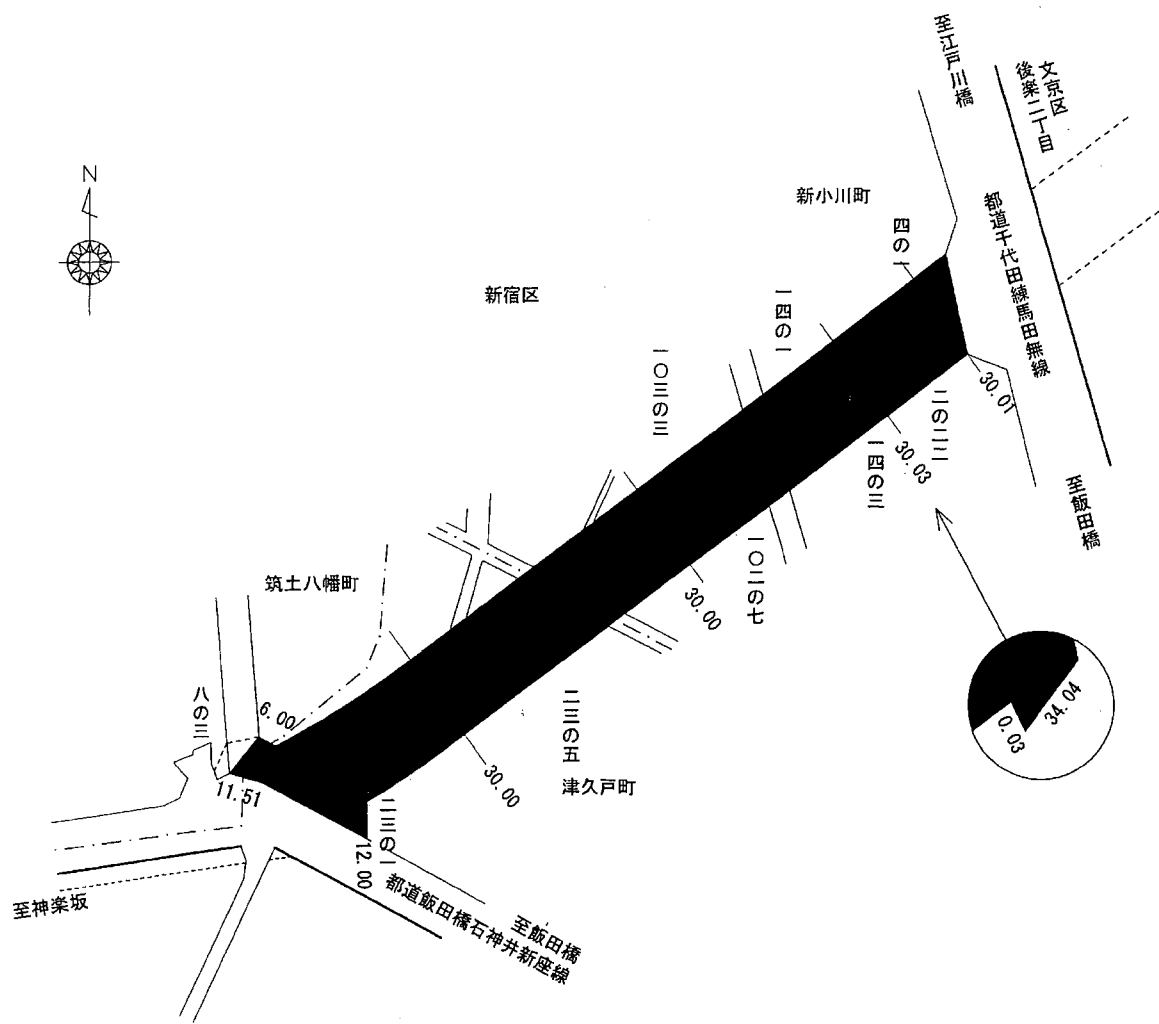
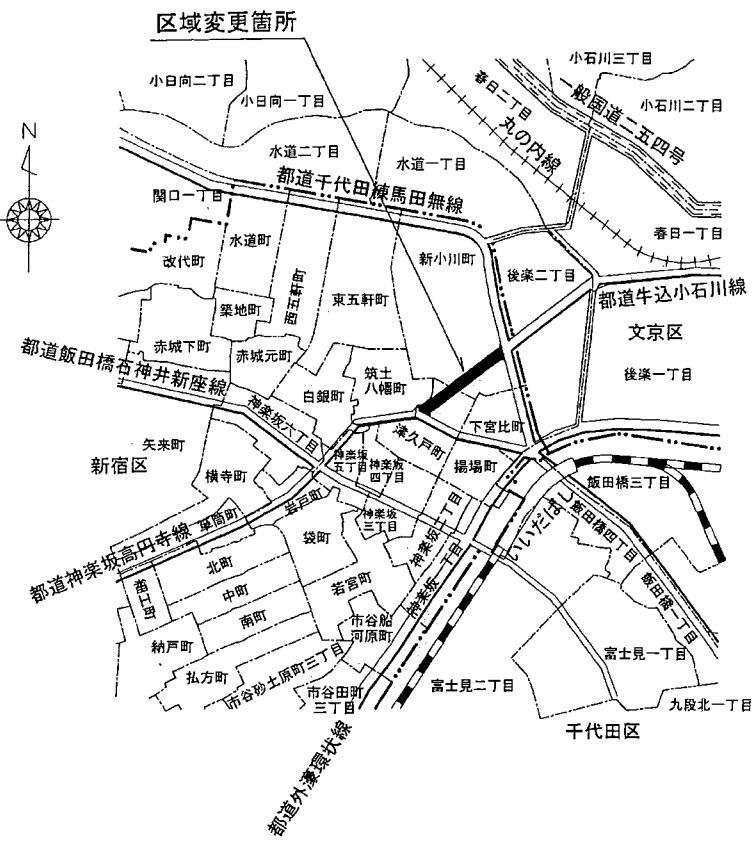
昭和二十八年建設省告示第千三百五十八号、昭和三十年建設省告示第千二百六十六号、昭和三十三年建設省告示第九百八十三号、昭和三十五年建設省告示第八百五号、昭和三十六年建設省告示第八百十五号、昭和三十七年建設省告示第九十二号、昭和三十七年建設省告示第三千二百五号、昭和三十九年建設省告示第二百九十二号、昭和三十九年建設省告示第三千三百八十号、昭和四十年建設省告示第二千八百七十一号、昭和四十六年建設省告示第三百七十七号、昭和四十八年建設省告示第五百六十七号、昭和五十三年建設省告示第五百七十七号、昭和五十五年建設省告示第七十号、昭和五十六年建設省告示第六百四十号、昭和五十七年建設省告示第三百三十四号、昭和五十九年建設省告示第三十号、昭和六十年建設省告示第百三十号、昭和六十二年建設省告示第三百一十号、昭和六十二年建設省告示第二百二十九号、平成元年建設省告示第九十五号、平成二年建設省告示第九百二十九号、平成三年建設省告示第九百二十号、平成四年建設省告示第九百八十一号、平成五年建設省告示第七百八十八号、平成六年建設省告示第六百九十七号、平成七年建設省告示第六百三十三号、平成七年建設省告示第九百三十三号、平成八年建設省告示第九百三十三号、平成九年建設省告示第九百三十三号、平成十年建設省告示第九百三十三号、平成十一年建設省告示第九百三十三号、平成十二年建設省告示第九百三十三号、平成十三年関東地方整備局告示第三百二十二号、平成十五年関東地方整備局告示第三百二十八号、平成十五年関東

別図

都道飯田橋石神井新座線区域変更略図
新宿区新小川町、筑土八幡町



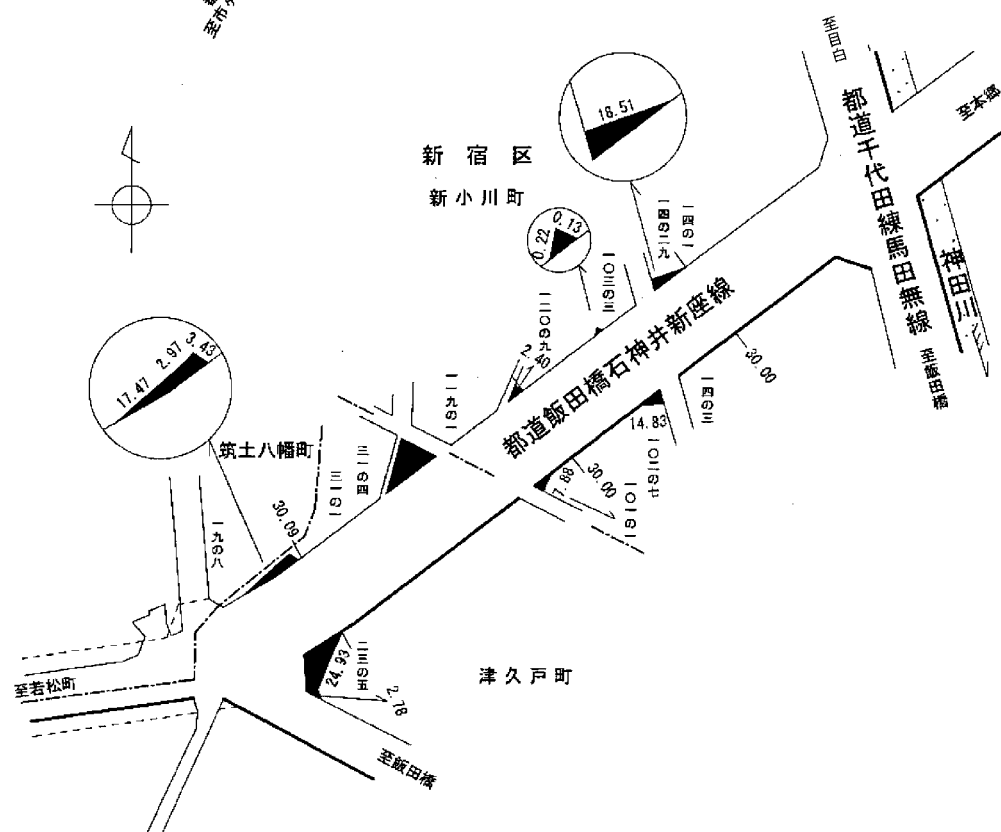
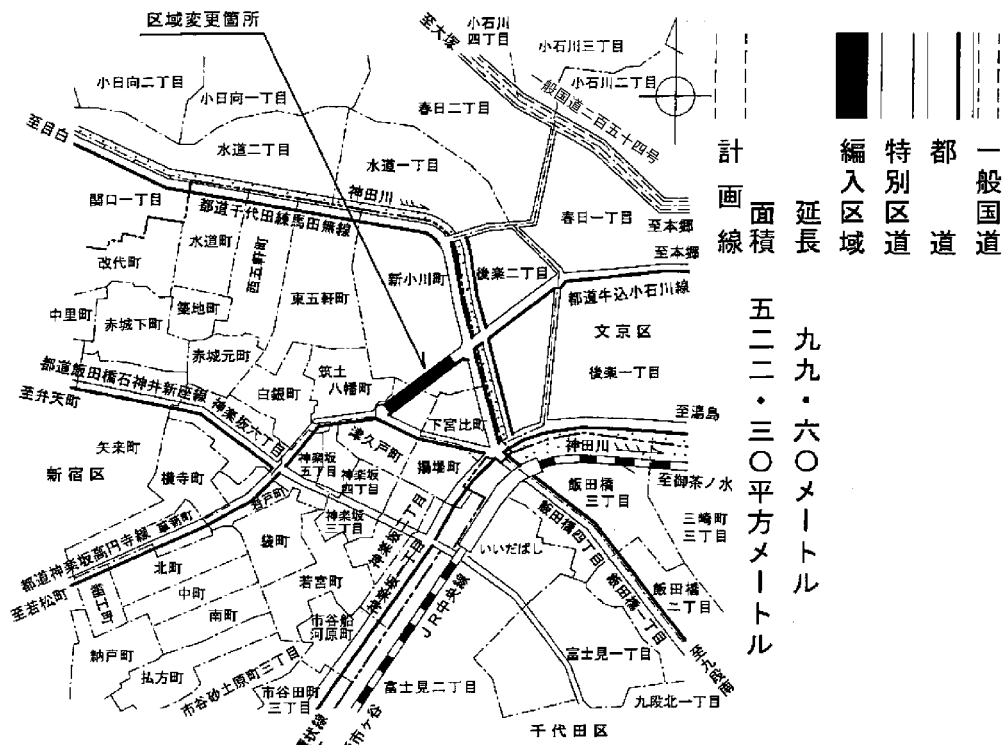
延長 二九二・六一メートル
面積 八、二九二・二二平方メートル



別図

都道飯田橋石神井新座線区域変更略図
新宿区新小川町と津久戸町

○平成二十八年二月二十五日付東京都告示第二百四十七号
七ページの別図を次のように訂正する。



発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

